

1 業務運営方針

茨城県信用保証協会は、新型コロナウイルス感染症の影響によって大きく変わっていく経済社会（いわゆるウィズコロナ・ポストコロナの時代）において、「がんばる企業を全力サポート！いばらきをもっと元気に」を合言葉に、国や地方公共団体の施策に呼応し、関係機関と連携しながら、明日をひらこうと努める中小企業を保証から経営支援までステージに応じて幅広く支援することによって、地域経済の活性化に寄与していきます。

特に、新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けた中小企業者に対する資金繰り支援や、事業転換・生産性向上のための継続的な支援に取り組みます。

また、公的保証機関としての社会的使命を果たし、信頼性を確保するため、ICT（情報通信技術）を活用した業務効率化などの経営資源の充実や、コンプライアンスおよび危機管理の態勢強化に努めるとともに、令和2年4月に宣言した「信用保証業務を通じたSDGs（持続可能な開発目標）」の推進についても、引き続き取り組んでいきます。

令和3年度から令和5年度までの3ヵ年間の中期事業計画における業務運営の方針として、以下の項目に掲げる事項に取り組んでまいります。

（1）新型コロナウイルス感染症に対応した政策保証等の活用と企業・地域ニーズに即した保証制度の推進

中小企業者の事業の継続と発展を支える信用補完制度を担っていくという社会的使命を果たすため、国や地方公共団体の施策を積極的に活用するとともに、企業のニーズを踏まえた適正な保証制度を構築していきます。また、保証にあたっては、企業における現在の財務状況だけでなく、事業の将来性なども勘案しながら、円滑な資金調達を支援していきます。

①政策的保証制度と地方公共団体融資制度の推進

中小企業金融におけるセーフティネットとしての役割を果たすため、突発的に生じた大規模な経済危機や災害等により著しい信用収縮が生じた場合には、政策的保証制度や地方公共団体融資制度等の活用により中小企業者の資金繰りを支えます。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対しては、政策的保証制度等を積極的に活用するとと

もに、ウィズコロナ・ポストコロナ時代の経済社会の変化に対応するために、業態転換等の事業再構築に取り組む中小企業者に対しては、地方公共団体融資制度を活用し、ニーズに合った資金を支援していきます。

また、創業者や小規模事業者に向けた保証支援の拡充にも積極的に取り組んでいきます。

さらに、低金利で保証料補助等があり、中小企業者にとって有利な条件で資金調達可能な地方公共団体融資制度を積極的に推進します。

②中小企業者の実情に応じた適正保証の推進と利便性の向上

現地調査を積極的に行い、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者のニーズや事業の将来性等を把握し、事業内容や成長可能性を適切に評価する事業性評価についても取り組み、適正保証の推進に努めていきます。

また、保証利用者の利便性向上を図るため、地方公共団体や金融機関と意見交換を行い、新制度の創設や既存の保証制度について見直しを行うほか、電子保証書交付サービスの導入など、保証利用者の目線で業務の改善も進めていきます。

③金融機関との連携強化

金融機関と情報交換・意見交換を行い、中小企業支援の共通認識を深めるとともに、金融機関との適切なリスク分担を図る観点から、協調融資を推進し、融資後の期中管理・経営支援についても連携を強化していきます。

（2）関係機関との連携強化と中小企業者の本業を支える経営支援の充実

人口減少とともに県内中小企業者数の減少が続いている中、中小企業者を取り巻く経営環境は厳しい状況にあり、新型コロナウイルス感染症の影響による業績低迷から脱却し回復していくためには、金融機関をはじめ中小企業支援機関など関係機関がより一層連携して中小企業の本業を支援していくことが重要です。

このため、これまで以上に金融機関や中小企業支援機関との連携強化に努め、創業支援・事業承継支援・経営改善支援・再生支援などの企業のライフステージに応じた効果的な支援を行うなど、経営支援業務の充実・向上を図っていきます。

①中小企業支援機関との連携強化

茨城県中小企業支援ネットワーク会議や産業会館産業支援団体連絡会議等の場を通じて、中小企業支援機関との連携を図りながら、創業や事業承継等の中小企業者のライフステージに応じた支援を進めていきます。

②創業支援の充実

創業前の相談から創業後のフォローアップまでの包括的な支援を充実させ、創業予定者向けのセミナーに加えて、創業後のフォローアップセミナー等を開催することで、地域における創業マインドの醸成を図るとともに、創業者の事業継続を支援します。

③経営改善支援・再生支援の取り組み強化

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた返済緩和先などの返済正常化に向けた取り組みとして、国の「経営支援強化促進補助事業」を活用した外部専門家派遣等による経営改善支援を行います。

また、中小企業者の経営改善に対する支援方針の調整が必要な先に対しては、経営サポート会議を活用するとともに、経営改善サポート保証等の経営改善に必要な保証支援についても積極的に取り組みます。

さらに、抜本的再生が必要な先に対しては、金融機関や中小企業支援機関と協力し、再生支援計画の策定を支援します。なお、外部専門家の派遣について、専門家派遣先へのアンケートを行い、経営支援業務に関する定量的な効果検証の試行・準備を行います。

（3）健全な協会運営の実現

中小企業者の事業の継続と発展を支える信用補完制度を担うという社会的使命を果たし、より公正で信頼性の高い組織体制を構築していくため、経営資源の充実並びにコンプライアンスおよび危機管理の態勢強化に努め、健全な運営を実現していきます。

①経営資源の充実

人材を最も重要な経営資源と位置づけ、長期的計画に沿って職員を採用し、効果的な内外研修を実施することで、中小企業者に寄り添い、的確な支援策を提案できる人材を育成していきます。また、職員各人の特性を把握することなどによって、働き易く活力ある組織作りに取り組んでいきます。

さらに、ICTの積極的な活用や内部事務の簡略化により効率的な業務運営を行い、職員のワークライフバランスを推進するとともに、人的資源を経営支援業務等に重点的に配置し、中小企業者に対するサービスの向上を図ります。

②コンプライアンスおよび危機管理の態勢強化

内外研修を反復継続することで、コンプライアンスに対する共通意識の浸透と態勢強化を図ります。

また、全部署に検査を実施し、適正な業務運営に努めるとともに、個人情報管理の徹底のため、個人データの取り扱い

いに関する点検および検査を定期的に行います。

危機管理については、「事業継続計画」の管理、周知および実行性を高めるための訓練を行い、危機管理の態勢強化を図ります。特に令和3年度においては、職場内における新型コロナウイルス感染予防や、感染者等が発生した場合には対応マニュアルを迅速に実践することにより、職場内における感染拡大防止に努めます。

（4）信用保証制度の普及

中小企業者に有益な保証制度や当協会の経営支援に対する取り組み等について広く周知するため、各種メディア・SNSなどの媒体を活用して、中小企業者や関係者を中心に迅速に情報を発信していきます。

①広報活動の充実

新聞広告や各種マスメディア、LINEなどを通じて、イメージキャラクターを有効活用しながら、広く当協会の認知度向上を図るとともに、地域活性化のための事業にも積極的に協力することで、社会的役割を果たしていきます。また、中小企業者向け情報誌を発行し、各種保証制度や当協会の経営支援事業等を紹介するほか、国や地方公共団体の施策を網羅した「中小企業支援施策ガイドブック」を製本・配布します。

2 事業計画

令和3年度から令和5年度までの保証承諾等の主要業務数値（計画）は、以下のとおりです。

年 度 項 目	3年度		4年度		5年度	
	金 額	対前年度 計画比	金 額	対前年度 計画比	金 額	対前年度 計画比
保 証 承 諾	2,550 億円	124.4%	2,350 億円	92.2%	2,150 億円	91.5%
保 証 債 務 残 高	7,400 億円	168.2%	6,830 億円	92.3%	6,130 億円	89.8%
代 位 弁 済	100 億円	117.6%	150 億円	150.0%	200 億円	133.3%
実 際 回 収	23 億円	100.0%	25 億円	108.7%	27 億円	108.0%